

高知市役所（たかじょう庁舎）消防計画

目 次

第 1	目的及びその適用範囲等	1 頁
	1 目的	
	2 適用範囲	
	3 防火管理組織図	
	4 防火管理業務の一部委託について	
第 2	管理権原者及び防火管理者の業務と権限	2 頁
	1 管理権原者（市長）	
	2 防火管理者	
	3 自衛消防組織の設置と管理権原者の責務	
	4 防火管理講習	
第 3	消防機関との連絡等	4 頁
	1 消防機関へ報告，連絡する事項	
	2 防火管理に関する書類の作成，整備及び保管	
第 4	火災予防上の点検・検査	5 頁
	1 日常の火災予防	
	2 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検	
	3 報告等	
第 5	厳守事項	7 頁
	1 職員等が守るべき事項	
	2 防火管理者等が守るべき事項	
第 6	自衛消防隊・予防管理組織	9 頁
	1 自衛消防隊	
	2 予防管理組織	
	3 火災等発生時の避難経路	
	4 防火教育	
第 7	休日，夜間の防火管理体制	11 頁
	1 休日・夜間に来庁者がいる場合	
	2 休日・夜間に無人となる場合	
第 8	地震対策	12 頁
	1 日常の地震対策	
	2 地震時の活動	
	3 地震後の安全措置	
	4 警戒宣言等が発令された場合の対策	
第 9	訓練	17 頁
	1 訓練の実施時期等	
	2 訓練時の安全対策	
	3 訓練の実施結果	
	別添資料 1	防火管理組織図
	別添資料 2	防火管理チェックシート
	別添資料 3	消防計画組織図（自衛消防隊・予防管理組織）
	別添資料 4	自衛消防隊の役割分担
	別添資料 5	自衛消防隊編成表
	別添資料 6	予防管理組織編成表
	別添資料 7	避難経路図

高知市役所（たかじょう庁舎）消防計画

統括防火管理〔該当・☒非該当〕

令和7年7月3日作成

第1 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、高知市役所の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) この計画に定めた事項については、高知市役所たかじょう庁舎及びこれらの庁舎に勤務し出入りする全ての者（以下「職員等」という。）に適用し、守らなければならない。
- (2) 本計画は震災対策にも適用するものとする。

3 防火管理組織図

別添資料1のとおりとする。

4 防火管理業務の一部委託について〔☒該当・非該当〕

- (1) 委託者からの指揮命令
委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- (2) 委託者への報告
受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者（市長）

- (1) 管理権原者は、高知市役所の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火管理者が全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。

2 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

- ア 建物（基礎部、外壁、内装等）
- イ 防火施設（防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁等）
- ウ 避難施設（階段、通路、避難口等）
- エ 電気設備（電気室、非常用自家発電設備、分電盤等）
- オ 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）
（空調設備、給湯設備、厨房設備等）

- カ 消防用設備等・特殊消防用設備等（消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、連結送水管等）
- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
 - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
 - (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の指示
 - (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (8) 収容人員の適正管理
 - (9) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する教育、指導、監督
 - (10) 管理権原者への提案や報告

- (11) 放火防止対策の推進

3 自衛消防組織の設置と管理権原者の責務

- (1) 管理権原者は、自衛消防組織を設置及び運営する。
- (2) 管理権原者は本消防計画を遵守する。
- (3) 管理権原者は、選任した防火管理者をもって、自衛消防組織及び予防管理組織を統括させるものとする。

4 防火管理講習

防火管理者は、選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから1年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した日以後の最初の4月1日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講する。

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告，連絡する事項

種 別		届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任（解任）届出		防火管理者を定めたとき，又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成（変更）届出		消防計画を作成したとき，又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防隊の大幅な変更 ウ 用途の変更，増築，改築，模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備，避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の連絡		消防訓練を実施する前	防火管理者
(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告		1年に1回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書） ※3月頃を予定	防火管理者の確認を受けた後に報告する。
(5) その他	消防用設備等の設置届	自動火災報知設備を増設，改設，移設したとき	防火管理者

2 防火管理に関する書類の作成，整備及び保管

- (1) 管理権原者は，消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの消防計画とともに取りまとめて整備し，保管する。
- (2) 管理権原者が変更となる場合は，竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、下記のとおりとする。

担当者の任務	
防火管理者	・当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。
防火担当責任者	・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。
火元責任者	・担当区域の火災予防について確認し、防火管理者に報告する。
職員等への注意事項	
1 消火器、屋内消火栓設備などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気使用設備器具の周辺は、整理整頓して、可燃物を接して置かないこと。 4 職員等の喫煙は指定された場所で行い、必ず吸い殻入れを用いて喫煙すること。 5 死角となる廊下、階段、トイレなどに可燃物を置かないこと。 6 危険物品等を持ち込み又は使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 7 建物内外の整理整頓を行い、ごみや段ボール等は所定の場所に排出すること。 8 各課（室）の最終退庁者は電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、課（室）内の安全を確かめた後に退庁すること。 9 火元責任者は、担当区域の火気の状況について責任を持って管理すること。	

- (2) 上記については職員等に配付又は全庁掲示することで周知する。
- (3) 防火担当責任者、火元責任者は別添資料2の防火管理チェックシート等を活用し、日常的な防火管理につとめる。
- (4) 防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し任務を確認する。

2 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

(1) 防火対象物，消防用設備，特殊消防用設備等の法定点検は，委託して行う。

(2) その他

建築基準法に定める定期調査（以下「定期調査」という。）を行い，建物の維持管理に努めるものとし，防火管理者もしくは防火管理者から選任された者は，定期調査実施時に立ち会うものとする。

3 報告等

(1) 法定点検の実施者は，定期的に防火管理者に報告する。ただし，不備・欠陥部分がある場合は，速やかに防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は，報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は，速やかに改修等必要な措置を講じなければならない。

(3) 防火管理者は，不備・欠陥部分の改修及び予算措置等に時間のかかるものについては，管理権原者の指示を受け，改修計画を策定する。

第5 厳守事項

1 職員等が守るべき事項

- (1) 職員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品（机、椅子等）を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去する。

エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ 非常口等の状況について常に確認しておく。

カ その他必要と認められる事項

- (2) 火気管理等

ア 喫煙管理について常に注意し、火気使用設備器具と合わせて、終業時等には吸い殻の点検を行う。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気使用設備器具は指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

キ その他必要と認められる事項

- (3) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 建物内外の整理整頓を行う。

ウ 火元責任者又は最終退庁者による火気及び施錠の確認を行う。

エ その他必要と認められる事項

- ・庁舎管理担当者による建物内外の定期又は不定期の巡視

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

会議室等に多数の人員を収容する場合には、避難経路の周知と必要に応じて入室の制限を行う。

(2) 工事中の安全対策

ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し、必要に応じて工事中の消防計画の届出を行う。

(ｱ) 増築等で建築基準法第7条の6及び第18条第24項に基づき特定行政庁等に仮使用申請をしたとき

(ｲ) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

(ｱ) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

(ｲ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(ｳ) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

(ｴ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(ｵ) 放火を防止するために、資器材等の整理整頓をすること。

(ｶ) その他、防火管理者の指示すること。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

ア 喫煙場所の指定

イ 火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

エ 工事等の火気使用の禁止又は制限

オ その他必要と認められる事項

(4) その他

避難経路図を作成し、必要と考えられる場所に明示する。

第6 自衛消防隊・予防管理組織

自衛消防隊・予防管理組織の編成（警戒宣言もしくは津波情報が発せられた場合の隊の編成を含む。）は、別添資料3のとおりとし、この組織図は職員に配付、又は全庁掲示する。

1 自衛消防隊

管理権原者は、火災等発生時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防隊の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進する。

(1) 自衛消防隊の役割分担

別添資料4のとおりとする。

(2) 業務内容

ア 自衛消防隊の隊長及び副隊長は、火災等発生時に自衛消防隊全体の指示、統括を行う。

イ 指揮班は通報班より火災等発生連絡を受けた後、関係する機関、職員等への連絡を速やかに放送設備等で行い、火災等の推移に応じて情報収集を行うとともに消防隊の作業に協力する。また必要に応じて中央管理安全班に対して指示を行う。

ウ 中央管理安全班は、指揮班の指示又は独自の判断で、空調設備の停止又は一部運転、排煙対策、ガス緊急遮断弁の操作、ボイラー運転、電力の保持又は停止等の措置を火災状況等に応じて速やかに行うとともに、指揮班及び各階（課・室）の安全班に必要な指示をする。

エ 各階（課・室）通報班は119番通報及び指揮班や必要な部署に火災等の状況を伝達するとともに、他の班に対する支援、連絡等を必要に応じて行う。

オ 各階（課・室）消火班は消火器、屋内消火栓等を火災等の状況に応じて積極的に活用し、初期活動にあたり、消防隊の作業に協力する。

カ 各階（課・室）避難誘導班は、火災等を認知すれば、躊躇することなく、直ちに状況に応じて最適な避難経路を判断し、大声を出すなどしてリーダーシップを発揮し、来庁者（特に高齢者、子ども、障害者、妊婦、負傷者を最優先に）を安全な場所に誘導する。

キ 各階（課・室）安全班は電気、ガス、危険物施設、火気使用設備、空調、排煙各設備等の安全装置、防火区画等の防火戸の閉鎖等の措置を行う。

(3) 自衛消防隊編成表

別添資料5のとおりとする。

(4) 自衛消防隊の活動範囲

ア 自衛消防隊の活動範囲は、本消防計画適用範囲の庁舎敷地内とする。

イ 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

2 予防管理組織

(1) 業務内容

ア 火災の予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者をおき、その補佐として火元責任者をおく。

イ 防火担当責任者の業務

- ・当該所管課（室）内における火気使用設備器具等の使用上の管理監督
- ・当該所管課（室）内の整理整頓
- ・非常持ち出し品の整理
- ・その他防火に関する必要事項
- ・火気施設や防火設備に不備があった場合、防火管理者に報告すること

(2) 予防管理組織編成表

別添資料6のとおりとする。

(3) その他

会議室、給湯室、喫煙場所、通路等供用部分については、隣接する課（室）の防火担当責任者が対応するものとする。

3 火災等発生時の避難経路

別添資料7のとおりとする。

4 防火教育

防火管理者は、防火担当責任者及び火元責任者に対し必要な指導、管理を行う。また、自衛消防隊も含めた組織の周知徹底を図り、防火設備や防火に関する教育を日常的に行う。

第7 休日・夜間の防火管理体制

緊急連絡先 TEL：088-822-8111（高知市代表）

1 休日・夜間に来庁者がいる場合

(1) 休日・夜間の防火管理体制

休日・夜間は、警備員が定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日・夜間における自衛消防活動

休日・夜間における自衛消防活動は、勤務している職員全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の職員に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備等を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

会議、点検等のため来庁者がある場合は、非常放送設備、拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

2 休日・夜間に無人となる場合

休日・夜間において無人となる場合は、警備会社もしくは近隣住民等からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者及び庁舎管理担当者は、直ちに現場に駆けつける。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

- (1) 各庁舎における地震対策を実施する責任者は、庁舎管理責任者とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
 - ア ロッカー、自動販売機等の転倒・移動防止措置を行う。
 - イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板等の倒壊、落下及び転倒防止措置を行う。
 - ウ 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
 - エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
 - オ その他必要と認められる事項。
- (3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
・簡易トイレ ・アルミシート ・ヘルメット	たかじょう庁舎7階倉庫
・お茶，ジュース等 (自動販売機のフリーベンドキー使用による)	庁舎敷地内の自動販売機

2 地震時の活動

勤務時間内に地震が発生した場合、職員は概ね以下のような行動をとる。

- (1) 地震発生時は、全職員身体を守ることに努め、揺れが一定おさまった後、最適な避難経路を確認・確保し、職員は来庁者を優先し、負傷者の救助・搬送にあたる。
- (2) 避難誘導に際しては、来庁者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒・落下・移動に注意しながら、安全な場所で待機させる。
- (3) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (4) 避難誘導は、来庁者の先頭と最後尾に避難誘導班員を配置して行うとともに、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。
- (5) 避難には、原則車両等は使用せず、徒歩とする。
- (6) 地震の揺れが強い場合、津波が襲来する可能性があるため、揺れが一定おさまった後、津波避難ビルに指定されているたかじょう庁舎4階以上の供用スペースへ避難誘導を行う。
- (7) 防火担当責任者及び火元責任者は出火防止のための措置をとる。
- (8) ガス臭等異臭がする場合は換気を行い、元栓を締めるなどの措置をとる。また火気の使用をせず（禁煙の徹底）、また周辺にもその旨呼びかける。
- (9) 電気設備については漏電している可能性があるので触らない。
- (10) 建物内に火災が発生した場合は速やかに消火活動を行う。
- (11) 建物の破損状況、負傷者の状況等、情報の収集につとめ、災害対策本部に集約する。
- (12) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、健康管理室もしくは医療機関に搬送する。
- (13) 負傷者の救助等が終了した後は「災害時初動活動マニュアル」「高知市地域防災計画」「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」（防災政策課発行）等に沿った高知市職員としての行動をとるとともに、災害対策本部の指示に従って活動を開始する。

3 地震後の安全措置

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 出火防止
 - ア 火気使用設備器具の直近にいる職員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
 - イ 庁舎管理担当者は、各種設備のガス・燃料バルブ等の操作と確認を行う。
 - ウ 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気ブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。
- (3) 出火状況の確認、負傷者の発生状況を確認する。
- (4) 地震動終了後、防火担当責任者及び庁舎管理担当者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (6) その他
 - ア 避難通路の確保を行う。
 - イ 立入禁止区域の指定と職員等に対する周知徹底を図る。
 - ウ 防火管理者は、被害の状況を指揮班班長又は防火担当責任者に報告させ、把握する。

4 警戒宣言等が発令された場合の対策

(1) 情報の伝達

地震注意情報又は警戒宣言もしくは津波情報が発令された場合、防火管理者は直ちに災害対策本部と協議・連携のうえ、次により防火対象物内の職員等に情報の伝達を行う。

ア 情報の伝達に先立ち、必要に応じて自衛消防隊の避難誘導班を来庁者の誘導に必要な場所に配置する。

イ アの配置完了後、職員等に放送設備等を活用して情報を伝達する。

(2) 避難誘導

防火管理者は、警戒宣言等が発令されて、避難の必要があると認めた場合は、次により避難誘導を実施する。

ア 避難誘導班は、放送設備等を活用して落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

イ 地震注意情報又は警戒宣言発令時においては、エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

ウ 非常口、避難階段等に避難誘導のための職員を配置する。

エ 拡声器、懐中電灯、警笛等を活用して避難方向を明確に示し、誘導する。

オ 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、状況を災害対策本部に連絡する。

(3) 庁舎管理担当者による庁舎の点検及び整備並びに応急対策

ア 地震発生もしくは津波の到達があった場合には、庁舎及び附属設備の倒壊、落下、転倒及び浸水等の状況を確認し、認められた場合には、必要な措置を行う。

イ 庁舎敷地内に設置してある火気使用設備器具等の自動消火装置又は燃料の自動停止装置等について確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

ウ 庁舎敷地内にて管理する危険物、劇毒物及び高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検状況を確認し、転倒・落下・移動・浸水などによる出火危険が予測される場合には、必要な措置を行う。

エ 庁舎内のオフィス家具等の転倒・落下・移動防止措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

(4) 地震及び津波による被害の防止措置

防火管理者は、地震発生及び津波到達による被害の発生防止措置として、次の事項を指示する。

ア 出火防止

火災発生のおそれのある火気使用設備器具等は、原則として使用中止とする。

イ 被害拡大防止

(ア) 窓ガラス等の破損及び散乱防止措置

(イ) オフィス家具等の転倒・落下・移動防止措置

(ウ) 避難通路の確保

(エ) 非常口の開放

(5) 周知及び啓発

防火管理者は、警戒宣言等が発令された場合に、職員等が迅速かつ適切な行動ができる

よう，必要な知識及び技術を高めるとともに，警戒宣言等発令時の対応や職員等が守るべき事項についての周知及び啓発を図るものとする。

第9 訓 練

1 訓練の実施時期等

防火管理者は、火災又は警戒宣言もしくは津波情報が発せられた場合に職員及び来庁者が迅速かつ適切な活動ができるように必要な訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別・実施時期・実施回数は、次表のとおりとする。

訓練の種別	実 施 時 期	備 考
消火訓練 通報訓練 避難訓練 その他の訓練	9月頃・2月頃	・その他の訓練は、防潮板設置訓練、避難器具使用訓練を実施する。
総合訓練	2月頃	・総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。

- (2) 訓練の実施時期に合わせ、火災又は警戒宣言もしくは津波情報が発せられた場合を想定した部分訓練を年2回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。
- (3) 防火管理者は、訓練担当者を選任して、訓練の実施に当たらせる。
- (4) 訓練の参加者
高知市本庁舎・たかじょう庁舎で勤務する職員のうち約200名
(委託業者・テナント従業員を含む)
- (5) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ連絡のうえ連携して訓練を実施する。

2 訓練時の安全対策

訓練担当者は、訓練時における参加者の事故防止等を図るため、訓練に使用する施設、資器材及び設備等の事前点検を実施するとともに、訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

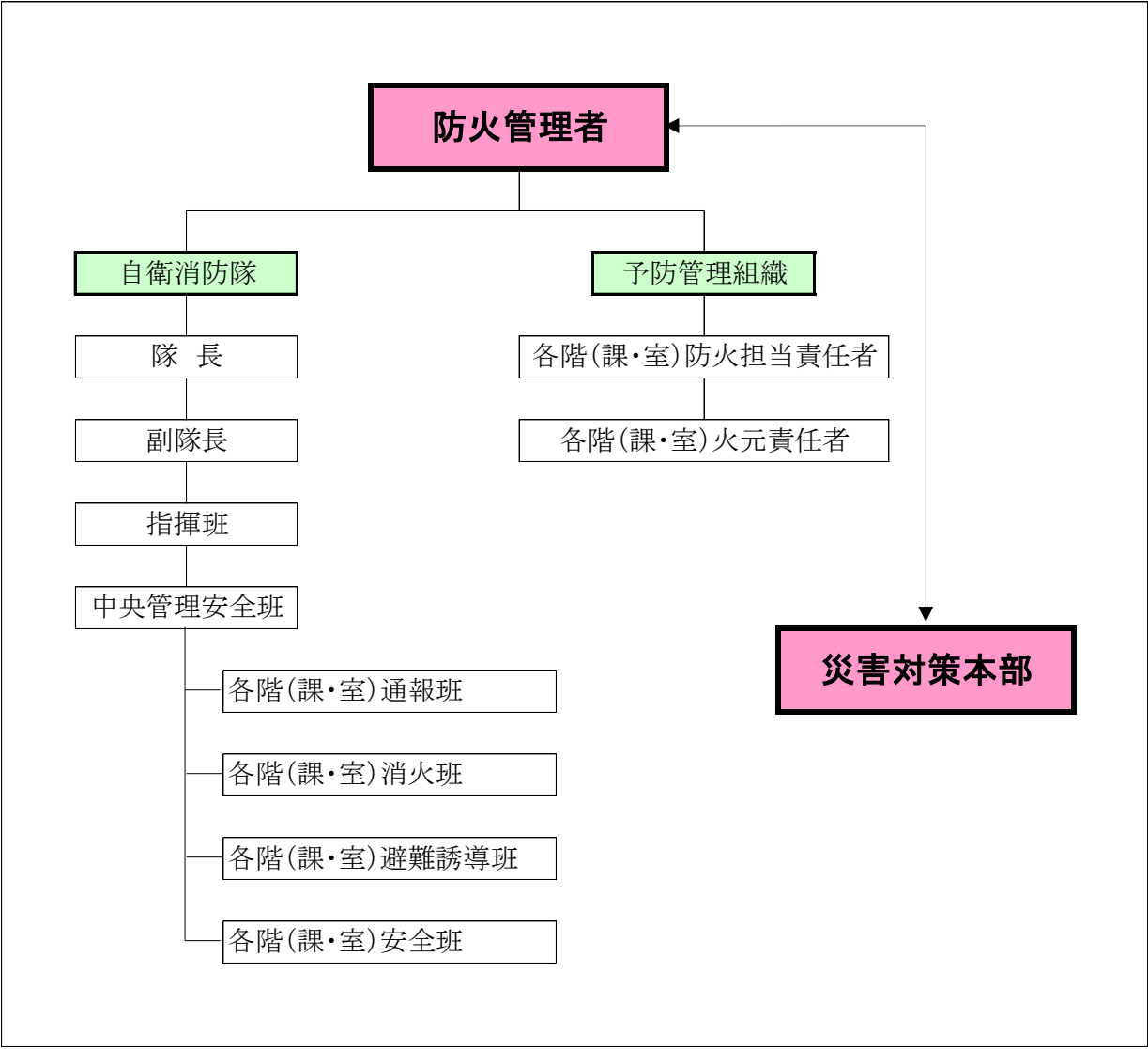
また、訓練担当者は必要に応じて補助者等を要所に配置し、各操作などの安全を確認すること。

3 訓練の実施結果

防火管理者は、訓練終了後速やかに実施結果について記録し、改善点等について検討のうえ、以後の訓練に反映させるものとする。

防火管理組織図

(本計画は震災対策にも適用するものとする)



◆防火設備チェックシート◆

日常的な防火管理につとめてください

防火担当責任者(課長補佐(級)職員)

火元責任者(係長(級)職員)

火災は、いつどこで発生するかわかりません。また、放火が火災原因の上位を占めるといった残念な事態も起こっています。

多くの市民や職員が来庁・勤務する市役所施設での火災を予防し、また発生しても、被害を最小限にし、負傷者や死者を出さないために、毎日の点検・気配りをお願いいたします。

防火担当責任者は高知市役所消防計画の中で、日常の火災を予防する「予防管理組織」、火災(通常火災及び災害火災によるものを含む)発生時の「自衛消防隊」を編成する中の「予防管理組織」に属します。

- ・ 電気ポット, 湯沸し, ストーブ, コンセントなど管理, 点検実施

確認欄

☐

- ・ 避難通路(救助袋, 避難袋, ベランダ, 階段等)に
荷物等を置いていないか, あった場合は撤去

☐

- ・ 火災発生時に持ち出す物品・書類を職場で意思統一実施

☐

- ・ 喫煙場所のたばこの完全消火, ライター等発火器具の後始末の実施

☐

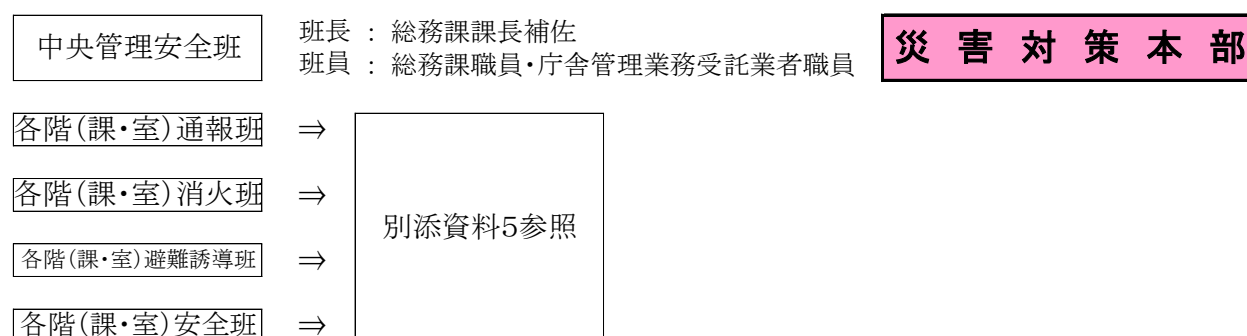
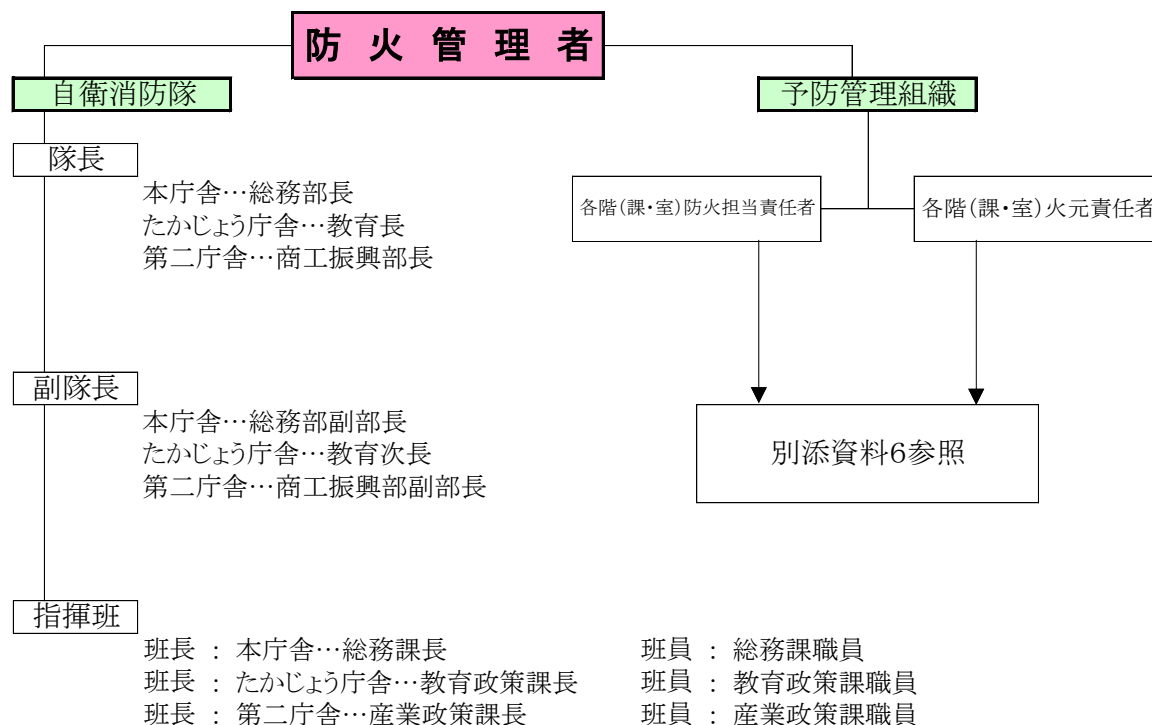
- ・ 防火戸, 消火器, 消火栓のまわりには
荷物等を置いていないか, あった場合は撤去

☐

※ 会議室, 喫煙場所, 通路, トイレ, 更衣室, 書庫(倉庫)等, 供用部分については, 直近の課(室)が担当となりますので, よろしくをお願いします。

多くの市民や職員が利用し勤務する市役所での火災発生時に、迅速かつ正確な判断と行動で火災の被害を最小限にとどめ、死傷者を出さないようにすることが重要です。

以下は、高知市役所消防計画に基づく「自衛消防隊」の役割を記述していますが、火災発生時は臨機応変な行動が求められますので、自分の役割分担は勿論ですが、全体の流れを十分に把握しておいて下さい。



予
防
管
理
組
織
の
役
割

■火気施設等の管理

- ・電気ポットのコンセントは抜いたか？
- ・ストーブはきったか？
- ・タバコの火は消えているか？
- ・ガスの元栓は閉めたか？

■書類等の整理

- ・避難経路(通路・階段)に荷物がないか？
- ・防火扉の周辺に荷物はないか？
- ・誘導灯がキャビネット等で隠れていないか？
- ・消火栓・消火器の周りに荷物はないか？
- ・避難器具の周りに荷物がないか？避難器具まですぐに行けるか？

消火栓、消火器、防火扉等、消防設備がどこにあるか、避難器具がどこにあるのか、日常的に確認

自衛消防隊の役割分担

火災発生

発見者
大声で「火事です、119番通報を」

通報班

119番通報



ちゅうちょすることなく
119番
「火事です。高知市役所〇〇
庁舎、〇〇で激しく（少し）
燃えています。逃げ遅れた人
が〇〇にいます（いませ
ん）」

フロア内通知

大声で「火事です。誘導員の
指示に従って避難してください。
消火班は状況に応じて消火にあ
たってください」

指揮班に通報



内線4491（本庁舎：総務課）
内線3760（たかじょう庁舎：教育政策
課）
内線3090（第二庁舎：産業政策課）
「火事です。〇〇庁舎、〇〇で激しく（少し）燃え
ています。逃げ遅れた人が〇〇にいます（いませ
ん）。消防には通報完了しました。」

消火班

火災報知器・排煙ボタン

最寄りの火災報知器へ
※火災報知器は館内にベルを鳴らすもので
消防への通報ではありません。
※たかじょう庁舎においては「排煙ボタン」
も作動

消火作業

消火器、屋内消火栓を使用し
初期消火活動にあたる
※消火器の作動時間は数十秒が限度
です。火元に近づいて消火を

避難誘導班

避難誘導開始

来庁者、高齢者、けが人、子ども、障害者な
どを優先に避難誘導

大声で「エレベーターは使用しないでください。
こちらの（階段・通路・避難器具）からあわてず避
難してください」
「外へ出たら安全な場所待機してください」

この際、各庁舎の1階の避
難誘導班は必ず上の階から
避難してくる人を1階の避
難口に誘導すること

「ただ今、〇〇庁舎〇階で火災発生中
です。火災建物内にいる来庁者の方は
誘導にしたがって、あわてず避難をし
てください。自衛消防隊の職員は各自
任務を行ってください。なお、火災の
状況により、来庁者、けが人などを最
優先で避難させた後、職員も避難を開
始してください。」

指揮班

館内放送

通報班からの
情報を放送設
備等で全館に
通知

情報収集・安全施策

情報収集につ
とめ、消防隊到
着後は消火活
動に協力

消防隊への協力

電気、ガス、空調設
備等の設備を止め
る（作動する）判断
をし、中央管理安

避難場所設置～救護

本庁舎玄関前もしくは市役所前広場に避難場所を設置する。
けが人がある場合は救急隊到着まで応急措置を行う。

中央管理安全班

安全施策

指揮班と連絡をとりあい電気、ガス等の設
備を止める（作動する）。また安全班に指示

安全班

安全施策

中央管理安全班の指示で電気、ガス等の設備を止める
（作動する）。消防隊や指揮班の指示により、逃げ遅れ
た人がいないことを確認し防火扉を閉鎖するなどの措
置をとる。

消防隊への協力・連携

全職員共通

災害対策本部への結集・連携

自衛消防隊編成表(たかじょう庁舎)

たかじょう庁舎	
隊長	教育長
副隊長	教育次長
指揮班	班 長 : 教育政策課長
	班 員 : 教育政策課職員
中央管理安全班	班 長 : 総務課課長補佐
	班 員 : 総務課職員・庁舎管理業務受託業者職員

たかじょう庁舎

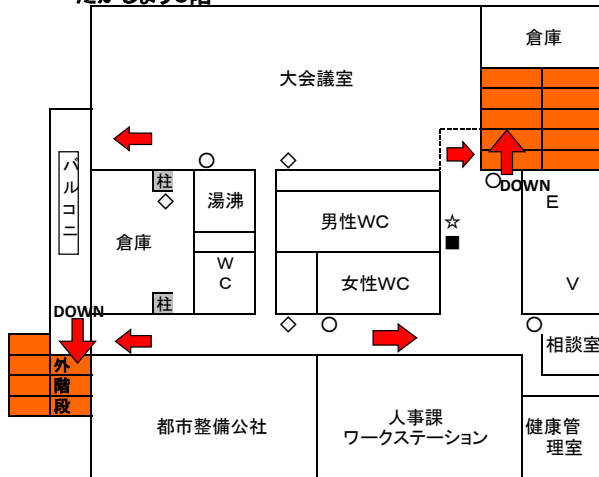
	通報班	消火班	避難誘導班	安全班
1階	総務課職員・庁舎管理業務受託業者職員			
2階	通報班	消火班	避難誘導班	安全班
	地域コミュニティ推進課職員・くらし・交通安全課職員・市民活動サポートセンター職員・町内会連合会職員			
3階	通報班	消火班	避難誘導班	安全班
	教育政策課職員	選挙管理委員会職員	教育政策課職員	選挙管理委員会職員
4階	通報班	消火班	避難誘導班	安全班
	学校教育課職員	人権・こども支援課職員	学校教育課職員	学校環境整備課
5階	通報班	消火班	避難誘導班	安全班
	監査委員事務局職員	人権同和・男女共同参画課職員		重大事案検証室職員
6階	通報班	消火班	避難誘導班	安全班
	総務課職員・庁舎管理業務受託業者職員 人事課ワークステーション・都市整備公社			

予防管理組織編成表(たかじょう庁舎)

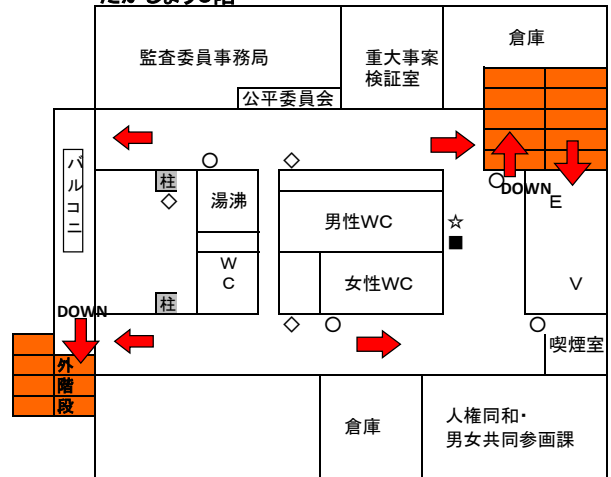
階	課・室等	防火担当責任者	火元責任者
1階	当直室・機械室	総務課総務担当係長	総務課機械室職員
2階	地域コミュニティ推進課	地域コミュニティ推進課 課長補佐級職員	地域コミュニティ推進課 係長級職員
	くらし・交通安全課	くらし・交通安全課 課長補佐級職員	くらし・交通安全課 係長級職員
	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンター職員	
	町内会連合会	町内会連合会職員	
3階	情報システム機器室	情報政策課 課長補佐級職員	情報政策課 係長級職員
	教育政策課, 教育長室, 教育次長室	教育政策課 課長補佐級職員	教育政策課 係長級職員
	選挙管理委員会, 会議室, 倉庫	選挙管理委員会 課長補佐級職員	選挙管理委員会 係長級職員
4階	学校教育課, 学校教育課相談室	学校教育課 課長補佐級職員	学校教員課 係長級職員
	学校環境整備課	学校環境整備課 課長補佐級職員	学校環境整備課 係長級職員
	青少年・事務管理課	青少年・事務管理課 課長補佐級職員	青少年・事務管理課 係長級職員
	人権・子ども支援課	人権・子ども支援課 課長補佐級職員	人権・子ども支援課 係長級職員
5階	人権同和・男女共同参画課	人権同和・男女共同参画課 課長補佐級職員	人権同和・男女共同参画課 係長級職員
	監査委員事務局	監査委員事務局 課長補佐級職員	監査委員事務局 係長級職員
	重大事案検証室	重大事案検証室 課長補佐級職員	重大事案検証室 係長級職員
	会議室(併用)	総務課 課長補佐級職員	総務課 係長級職員
6階	人事課ワークステーション	人事課 課長補佐級職員	人事課 係長級職員
	都市整備公社	都市整備公社 課長補佐級職員	都市整備公社 係長級職員
	会議室(併用), シャワー室	総務課 課長補佐級職員	総務課 係長級職員

別添資料7(避難経路図)

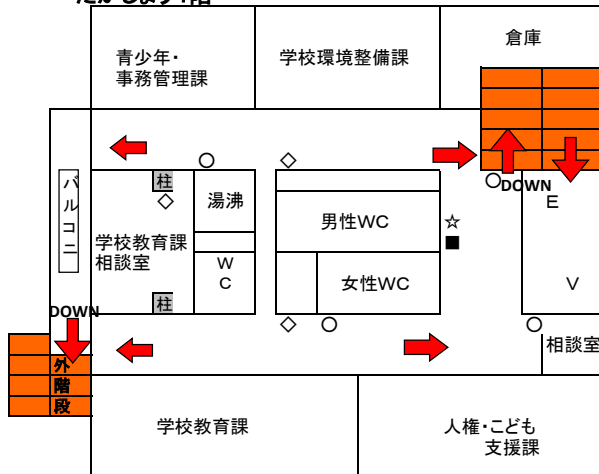
たかじょう6階



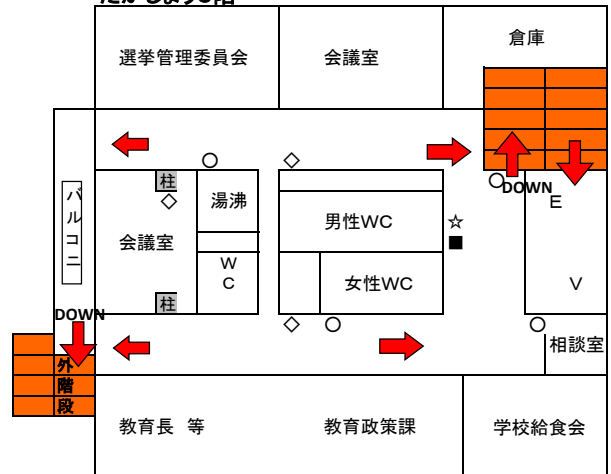
たかじょう5階



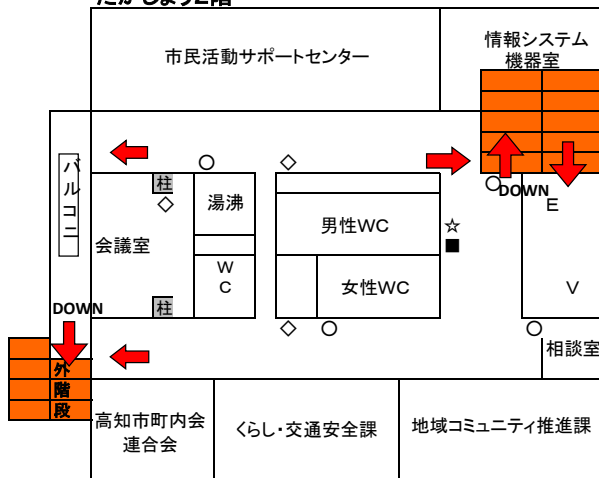
たかじょう4階



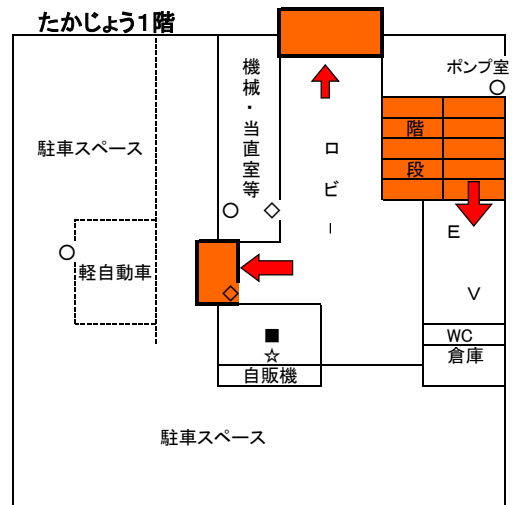
たかじょう3階



たかじょう2階



たかじょう1階



- 避難口
- 消火器
- 消火栓
- 火災報知器
- 排煙ボタン

(令和7年7月3日 現在)

防火管理業務の委託状況

(常 駐 方 式)

防火対象物名称	高知市役所 たかじょう庁舎
管理権原者氏名	高知市 代表者 高知市長 桑名 龍吾
防火管理者氏名	高知市役所 総務課長 刈谷 昇二
受託者の氏名 及び住所 (法人にあつては 名称及び主たる 事務所の所在地)	氏名 (名称) NK高知ビルメン協同組合共同体 住所 (所在地) 兵庫県西宮市六湛寺寺9番16号 TEL 0798-35-2200 担当事務所 同 上 TEL
受託者の行う 防火管理業務 の範囲	・ 火器使用箇所の点検等監視業務 ・ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ・ 火災が発生した場合の初動処置(初期消火, 通報連絡及び避難誘導) ・ 周囲の可燃物の管理
受託者の行う 防火管理業務 の方法	・ 常駐場所 たかじょう庁舎 ・ 常駐人員 開庁時間 8:30～17:15 1名 閉庁後 17:15～ 1名 閉庁日 1名 ・ 委託する防火対象物の区域 全域 ・ 委託する時間帯 終日